

附則（原始附則）

1 施行期日等（第1項）

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、その法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

（1）施行期日

原始附則第1項においては、本法の施行期日を公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、この法律の施行後に製造業者等が引き渡した製造物について適用することを規定している。

周知・対応準備期間については、製造物責任という概念が我が国では全く新しいものであること、裁判規範のみならず行為規範としても機能するものであり、社会一般に広範な影響を与えるものであることから、早い段階から関係者に新しい制度の内容の周知及び対応準備のための期間を示すという観点から、期間を法律の附則で確定するとともに、その期間を1年としたものである。

なお、本法においては、施行期日について、政令に委ねることとはせず、公布の日から起算して1年を経過した日から自動的に施行することとしている。これは、政令に委ねることとすれば、おのずから、法律で定めた期間内において、僅かではあっても周知・対応準備期間が短縮される可能性があり、十分な周知徹底と対応準備を図る観点から1年間の周知・対応準備期間を最も長く利用できる方法を選択したものである。

本法は平成6年7月1日に公布され、平成7年7月1日から施行された。

（2）適用関係

本項においては、「法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する」としている。

一般に、民事法においては、行為者に義務を課したり、人の権利を制限したりするものは法の適用について不遡及とするのが原則である。製造物責任の帰責根拠は、欠陥のある製造物を引き渡したことにあるから、本法が適用されるのは、同法の施行後に引き渡された製造物に限ることを明確に規定したものである。

2 原子力損害の賠償に関する法律の一部改正（第2項）

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

2 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）」を「、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）」に改める。

(新旧対照表)

改正後	現行
<p>第四条 1・2 (略) 3 原子炉の運転等により生じた原子力損害について、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）<u>及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>第四条 1・2 (略) 3 原子炉の運転等により生じた原子力損害について、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の規定は、適用しない。</p>

原子炉の運転等によって生じた原子力損害について、原子力事業者の無過失責任及び当該事業者への責任の集中を定めている「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年法律第147号）の考え方を維持するため、原始附則第2項において、当該損害については本法の適用を除外することとしている。

仮に、本法が原子力損害に適用されるとした場合、例えば、核燃料物質等の製造・加工の際に生じた欠陥によって原子力発電所で事故が発生する等により損害が生じたときは、当該核燃料物質等の製造・加工を行った者の損害賠償責任が問われることとなる。この際、原子力損害の被害者は、「原子力損害の賠償に関する法律」において責任主体から除外されている欠陥ある製造物の製造業者等に、本法に基づいて損害賠償を請求できることとなり、立法政策上の齟齬を来すこととなる。

具体的には、本法第6条において「製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法の規定による。」と規定していることから、製造物の欠陥によって生じたものと認められる損害に関する製造業者等の賠償責任については、本法と民法以外の法令の効力は及ばぬこととなり、異なる観点から製造物の欠陥によって生じた損害の賠償責任についても規定している「原子力損害の賠償に関する法律」が適用されなくなるという問題が生じる。この問題を解消するために設けられたのが原始附則第2項である。